

原子力損害の補完的な補償に関する条約

Convention on Supplementary Compensation for Nuclear Damage (CSC)

(概要及び意義)

●原子力損害(国境を越える損害を含む)に関する国際的な賠償制度を構築

→国際的な賠償制度の構築への貢献は我が国の責務

●被害者の迅速かつ公平な救済・賠償の充実

- ・原子力損害に関する訴訟の**裁判管轄権を事故発生国に集中**【条約第13条】
- ・**原子力事業者が過失の有無を問わず賠償責任を集中して負う**
(無過失責任【条約附属書第3条3】、事業者への責任集中【同条9】)
- ・**自国被害者に対する外国事業者からの公平な賠償の確保**(内外無差別【条約第3条2】)
- ・一定額(原則**3億SDR(約470億円)**)以上の賠償措置を締約国に義務付け
【条約第3条1(a)(i)】
- ・原子力損害が一定額を超える場合、**締約国の拠出金で事故発生国における賠償を補完して補償**(拠出金制度)【条約第3条(b)】

●法的予見性の向上

- ・国際ルールの適用により法的予見性を向上。関連企業の活動環境を更に整備。

